

○宮古島市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

平成27年11月2日

告示第170号

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度難聴児に対し、補聴器の購入及び修理に要する経費の一部を助成することにより、言語の習得、コミュニケーション能力の向上及び教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象となる軽度・中等度難聴児（以下「対象児」という。）は、次の各号全てに該当する18歳未満の者とする。

- (1) 宮古島市に住所を有すること。
- (2) いずれかの耳又は両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象者ではないこと。
- (3) 補聴器を装用することにより、言語の習得等一定の効果が期待できると身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する耳鼻咽喉科の指定医師（以下「指定医師」という。）より判断されていること。

2 当該補聴器購入費等について、法令の規定による支給が受けられるときは、助成の対象外でとする。

（平29告示98・令6告示112・令7告示13・一部改正）

(対象補聴器)

第3条 助成の対象となる補聴器の購入及び更新基準並びに修理基準は、別表に定めるとおりとする。

2 助成の対象となる補聴器は、片耳装用を原則とするが、教育又は生活上必要であると指定医師が認めた場合には、両耳装用を認めるものとする。

（令6告示112・一部改正）

(助成金の算定等)

第4条 この助成金の算定基礎となる額は、第2条第1項の規定に該当する対象児が新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を更新する

経費若しくは修理費（以下「購入費等」という。）として市長が認める額（両耳装用の場合は、左右それぞれの額）と別表の基準価格の100分の106に相当する額と比較していずれか低い方の額とする。ただし、重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換、イヤホン交換に係る補助基準額は、基準価額の100分の110に相当する額又は修理に要した費用のいずれか低い額とする。

2 前項に掲げる補聴器の更新は、耐用年数経過後のものとする。ただし、災害等本人の責任によらない事情により亡失・損傷した場合又は障害の程度に変化があった場合は、別表に定める対応年数の経過前であっても助成ができるものとする。

（令7告示13・一部改正）

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、前条第1項により算出した算定基礎となる額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、対象児の属する世帯が生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯は、全額とする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第3条第2項の規定により、両耳装用を助成の対象とする場合の算定基礎額は、それぞれの耳について前条第1項の規定により算出した算定基礎額を合計した額とする。

（助成の申請）

第6条 助成を受けようとする対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、宮古島市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、補聴器の修理に係る助成の申請する場合は、次の第1号に規定する書類の添付は不要とする。

（1） 指定医師が、軽度・中等度難聴児の聴力の検査を実施した上で記載した宮古島市軽度・中等度難聴児補聴器処方医師意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）

- (2) 前号の意見書に基づき、補聴器販売業者が作成した見積書
- (3) 世帯全員の市町村民税の状況が分かる書類（他の市町村で課税されてい
る場合に限る。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要を認める書類

(令 6 告示112・一部改正)

(所得審査等)

第7条 市長は、前条による申請書の提出があったときは、調査書（様式第3号）を作成するとともに、助成対象児の属する世帯全員の所得状況を調査し、第2条第2項に規定する要件を確認する。

（助成の決定）

第8条 市長は、前条の規定による調査の結果、助成を決定した場合は、宮古島市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成決定通知書（様式第4号）及び宮古島市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成支給券（様式第7号。以下「支給券」という。）により、却下することを決定した場合は、宮古島市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請却下通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（令 6 告示112・一部改正）

(決定の取り消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽又は不正の手段により助成を受けたとき。
- (2) 補聴器を助成の目的に反して使用し、譲渡、貸与又は担保に供したとき。

(費用及び用具の返還)

第10条 市長は、第8条による決定通知を受けた者（以下「決定者」という。）
が前条の規定に反し、又は偽りその他不正手段により助成を受けたときは、
既に助成した額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(補聴器の購入等)

第11条 決定者は、決定を受けた後は、速やかに補聴器販売業者と契約を交わ
し、補聴器の購入等をするものとする。

(助成金の請求及び支払い)

第12条 助成金の請求及び支払い方法は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により補聴器の購入等をした決定者は、宮古島市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金請求書（様式第6号）に領収書及び支給券を添えて、市長に請求するものとする。

(2) 市長は、前号による請求があったときは、その内容を審査の上、決定者に対し、助成金を支払うものとする。

（令6告示112・一部改正）

(代理受領)

第13条 市長は、前条の規定にかかわらず決定者の利便性を考慮し、支払う額の範囲内において、助成金を決定者の代わりに補聴器販売業者に支払うことができる。

2 決定者は、支給券を受領したときは、速やかに補聴器販売業者に対し、支給券を引き渡し、自己負担額を支払い補聴器を購入するものとし、補聴器販売業者は、支給券及び請求書を市長に提出し、助成金の請求をするものとする。

3 市長は、前項による支給券及び請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、補聴器販売業者に対し、助成金を支払うものとする。

（令6告示112・一部改正）

(関係帳簿の整備)

第14条 市長は、助成金の支払いにあたり軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成台帳（様式第8号）を備え、必要な事項を記載するものとする。

（令6告示112・一部改正）

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第74号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月21日告示第98号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の宮古島市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和3年1月29日告示第15号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年6月25日告示第112号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年2月6日告示第13号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年5月14日告示第87号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

（令3告示15・令6告示112・令7告示13・令7告示87・一部改正）

1 購入及び更新基準

	補聴器の種類	1台あたりの基準価格 (円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
1	軽度・中等度難聴用ポケット型	53,500	①補聴器本体（電池を含む。）	原則5年
2	軽度・中等度難聴用耳かけ型	55,900	②イヤーモールド (注) イヤーモールドを必要としない場合は、基準価格から9,500円を除く。	
3	高度難聴用ポケット型	53,500		
4	高度難聴用耳かけ型	55,900		
5	重度難聴用ポケット型	68,500		
6	重度難聴用耳かけ型	80,700		

7	耳あな型（レディメイド）	101,500		
8	耳あな型（オーダーメイド）	144,900		
9	骨導式ポケット型	74,100	①補聴器本体（電池を含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
10	骨導式眼鏡型	134,500	①補聴器本体（電池を含む。） ②平面レンズ (注) 平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,800円を除く。	
11	補聴補助システム	—	受信機、オーディオシュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。※ワイヤレスマイクは1台のみ。※FM型・デジタル型とも補助対象とする。	
12	市長が必要と認める特例補装具	市長が必要と認める額	市長が必要と認めるもの ※特例補装具に係る助成を行う場合は、補装具の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用	

		の額等について、更生相談所の助言に基づき支給決定を行うものとする。
--	--	-----------------------------------

備考 この表に定める基準額の100分の106に相当する額を基準額の上限とする。

2 修理基準

	修理部位	基準価格 (円)	備考
1	耳あな型シェル交換（レディメイド）	6,650	
2	耳あな型シェル交換（オーダーメイド）	27,900	
3	耳あな型スイッチ交換	3,300	
4	耳あな型テレホンコイル交換（レディメイド）	8,850	
5	耳あな型テレホンコイル交換（オーダーメイド）	13,400	
6	耳あな型極板交換	1,100	
7	耳あな型ボリューム交換（レディメイド）	8,850	
8	耳あな型ボリューム交換（オーダーメイド）	12,200	
9	耳あな型マイクロホン交換（レディメイド）	14,200	
10	耳あな型マイクロホン交換（オーダーメイド）	16,800	
11	耳あな型レシーバー交換（レディメイド）	15,000	
12	耳あな型レシーバー交換（オーダーメイド）	21,100	

13	耳あな型抵抗交換（レディメイド）	2,200	
14	耳あな型抵抗交換（オーダーメイド）	9,400	
15	耳あな型コンデンサ交換（レディメイド）	2,200	
16	耳あな型コンデンサ交換（オーダーメイド）	9,400	
17	耳あな型電池ホルダー交換（レディメイド）	1,100	
18	耳あな型電池ホルダー交換（オーダーメイド）	1,600	
19	耳あな型トリマー交換（レディメイド）	6,650	
20	耳あな型トリマー交換（オーダーメイド）	10,000	
21	耳あな型サスペンション交換	940	
22	耳あな型アンプ組立交換（レディメイド）	33,500	
23	耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド）	44,600	
24	耳かけ型ケース組立交換	3,950	
25	耳かけ型スイッチ交換	4,750	
26	耳かけ型テレホンコイル交換	2,650	
27	耳かけ型極板交換	1,550	
28	耳かけ型ボリューム交換	6,800	
29	耳かけ型マイクロホン交換	12,400	
30	耳かけ型レシーバー交換	12,800	
31	耳かけ型トリマー交換	2,000	
32	耳かけ型フック交換	650	
33	耳かけ型電池ホルダー交換	1,050	

34	耳かけ型耳栓組立交換	630
35	耳かけ型サスペンション交換	670
36	耳かけ型アンプ組立交換	31, 600
37	重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3, 300
38	重度難聴用ポケット型テレホンコイル 交換	1, 400
39	重度難聴用ポケット型マイクロホン交 換	8, 750
40	重度難聴用イヤホン交換	5, 800
41	重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15, 800
42	重度難聴用コード交換	1, 900
43	重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	42, 700
44	眼鏡型ケース組立交換	9, 900
45	眼鏡型スイッチ交換	3, 650
46	眼鏡型テレホンコイル交換	3, 450
47	眼鏡型極板交換	1, 450
48	眼鏡型ボリューム交換	4, 800
49	眼鏡型マイクロホン交換	14, 700
50	眼鏡型骨導子交換	17, 300
51	眼鏡型アンプ組立交換	24, 400
52	眼鏡型アンプ組立交換（送信用）	37, 200
53	眼鏡型アンプ組立交換（受信用）	57, 800
54	眼鏡型ブランク（空つる）交換	4, 600
55	眼鏡型テンプル（補助つる）交換	3, 250
56	眼鏡型フロント（前枠）交換	10, 000
57	眼鏡型平面レンズ交換	3, 800
58	ポケット型ケース組立交換	5, 700
59	ポケット型クリップ交換	1, 250

60	ポケット型スイッチ交換	3,700	
61	ポケット型テレホンコイル交換	1,400	
62	ポケット型極板交換	1,400	
63	ポケット型ボリューム交換	4,800	
64	ポケット型マイクロホン交換	5,700	
65	骨導式ポケット型レシーバー交換	11,100	
66	骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,300	
67	ダンパー入り耳かけ型フック交換	1,000	
68	FM型受信機交換	80,000	
69	FM型操作用基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの
70	FM型用ワイヤレスマイク交換（充電池を含む）	98,000	
71	FM型トリマー基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの
72	FM型アンプ組立交換（受信用）	48,000	旧周波数帯用のもの
73	FM型受信回路組立交換	46,000	
74	FM型アンテナ交換	5,000	旧周波数帯用のもの
75	FM型水晶振動子交換	6,000	旧周波数帯用のもの
76	FM型用ワイヤレスマイク発振回路組立交換	27,000	旧周波数帯用のもの
77	FM型用ワイヤレスマイクID基板組立交換	14,000	旧周波数帯用のもの
78	FM型受信機ケース（端子）交換	5,000	
79	FM型受信機スイッチ交換	4,000	

80	FM型用ワイヤレスマイクアンテナ交換	10,000	
81	FM型用ワイヤレスマイク基板交換	64,000	
82	FM型用ワイヤレスマイクケース交換	8,000	
83	FM型用ワイヤレスマイク充電池交換	5,000	
84	FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換	3,500	
85	FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換	2,000	
86	デジタル型受信機交換	97,300	
87	デジタル型受信機基板交換	29,200	
88	デジタル型受信機部品（ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ）交換	5,250	
89	デジタル型用ワイヤレスマイク交換	135,400	
90	デジタル型用ワイヤレスマイク基板交換	40,600	
91	デジタル型ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換	3,700	
92	デジタル型用ワイヤレスマイクマイクロホン交換	12,600	
93	デジタル型用ワイヤレスマイクディスプレイ交換	12,600	
94	デジタル型用ワイヤレスマイク部品（ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ）交換	5,250	
95	イヤモールド交換	9,500	
96	コンセント交換	870	
97	IC回路交換	4,800	

98	イヤホン交換	3,350	
99	コード交換	710	
100	トランジスター又はダイオード交換	2,150	
101	抵抗交換	2,150	
102	コンデンサ交換	2,150	
103	トランス交換	2,000	
104	オーディオシュー交換	5,250	

備考 この表に定める基準額の100分の106に相当する額を基準額の上限とする。

